

平成21年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年6月26日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

(1) 議案第44号 「練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第2号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第3号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の調査研究組織に関する陳情書について〔継続審議〕
- (4) 陳情第4号 学習指導要領に基づく区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕
- (5) 陳情第5号 練馬区教科書採択についての陳情書について
- (6) 陳情第6号 練馬区の教科書検定についての陳情について
- (7) 陳情第7号 練馬区における教科書採択についての陳情について
- (8) 陳情第8号 練馬区教科書採択に関する陳情書について
- (9) 陳情第9号 教科書の採択についての陳情書について

3 報告

(1) 教育長報告

平成21年第二回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘

傍聴者 8名

委員長

それでは、第12回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が4名いらっしゃっている。最初にご紹介させていただく。
それでは、案件にそって議案を進めていきたいと思う。
本日の案件は、議案が1件、陳情が9件、教育長報告が2件である。

(1) 議案第44号 「練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

はじめに、議案第44号 「練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の制定についてである。この議案について説明をお願いする。

学務課長

資料の説明（説明要旨）光が丘地区の小学校統合に伴い統合新校の通学区域を定めること、小学校の通学区域の変更に伴い中学校の通学区域を一部変更すること、練馬区立学校設置条例の改正にあわせ別表の学校順を改めたこと、施行期日および経過措置について説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺う。何かあるか。
統合により、学区域を変更するものである。
意見がないようなので、議案第44号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第44号については「承認」とする。

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つづいて、陳情案件である。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら、審査を進めることにしている。

したがって、本日も継続といたしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については継続とする。

- (2) 陳情第2号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第3号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の調査研究組織に関する陳情書について〔継続審議〕
- (4) 陳情第4号 学習指導要領に基づく区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕

委員長

つづいて、陳情に入る。

本日は、教科書採択に関する陳情第2号、第3号および第4号について審査を行い、結論を出したいと考えている。

それでは、陳情審査に入る前に、事務局より資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)教科書採択の制度の内容および教科書採択の権限が特別区に移管された経緯を説明

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)練馬区における教科書採択の流れおよび仕組みについて、区で移行措置期間中の教育課程編成資料を作成し、各学校に配付し、指導していることについて、教科書会社が移行措置の資料を各

学校に配付していることについて等を説明

委員長

ただいま庶務課長から教科書採択制度について、教育指導課長から練馬区における教科書採択の流れについて説明をしていただいた。

それでは、陳情審査に入るが、審査の進め方については、陳情ごとに審査を行いたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情ごとに審査する。

まず、陳情第2号から審査に入る。

陳情事項が2項あるので、項目ごとに各委員からのご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

加藤委員

陳情第2号は1番と2番とに分かれていて、1番は、学校長の判断によるという回答をベースに陳情が書かれている。2番は「予定」でなくて「実施」であろうとあり、それに関係する陳情がある。できれば1番についてまず話し合いをしてみたらどうか。

委員長

今、加藤委員から陳情の1番から審査したらどうかというご意見があった。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情の1番について、ご意見、質問はあるか。

教育長

新学習指導要領の改訂に伴うこれまでの移行措置について、文部科学省は算数、数学、理科、道徳等については前倒しで実施することとし、補助教材を用意し、配布している。一方、算数、数学、理科を除いた他の教科は、学校の判断によって新学習指導要領によることも可能だということである。

授業時間数で見ると、歴史は平成23年度までは105時間で、平成24年度から130時間に増える。移行期間中の時間数は変わっていないのである。各学校長の判断と

いうのはおかしいのではないかという陳情であるが、先行実施については各学校が判断をするということで、各学校とも今の授業時間の中で行っているのである。その際に、新学習指導要領を見てやっていくということになっている。したがって、制度として、学校長という立場を無視して、教育委員会が一方的に決めつけることはできないと考える。

委員長

教育長からご意見があった。ほかに意見等はないか。

加藤委員

今回の学習指導要領が公示されてから移行の問題が起こってきた。それを整理すると、平成20年度は新しい学習指導要領についての周知の期間ととらえることができる。それに対して本格実施が平成24年度からであるから、平成21年度、平成22年度、平成23年度は移行期間になる。その間の移行については、教科・領域によって多少違うところがあり、例えば道徳や総合的な学習の時間、あるいは特別活動などは全面实施していく。一方で、数学や理科は一部を先行実施していくということになっていて、国語と社会は、学校の判断で新学習指導要領を実施するというところになっている。したがって、学校の判断ということは学校長の判断であるから、そこに基ついて考えてみても、学校長の判断によるということで問題ないので、このままでよろしいのではないかと考える。そういう意味では、教育長の発言と同じである。

委員長

ほかにはいかがか。

教育長

補足すると、現在は地理と歴史が1つのかたまりになって、1年生、2年生は、地理と歴史を学ぶ。新学習指導要領になると、3年生の時に歴史と公民というかたまりになり、平成24年度の3年生から授業時数も増え140時間となる。平成22年に入学する子供たちが3年生になったときから新しい授業時数となる。この次は平成23年度に中学校の教科書の採択をすることとなるが、平成23年度の採択では、歴史の時間と公民の時間が増えるため、そのことを念頭に置いた教科書の採択は必要だと考える。

加藤委員

今おっしゃったことについて、前の学習指導要領においては、歴史的な分野は1・2年生で、3年生で公民をやることになっている。新しい学習指導要領では、1・2年生で地理、歴史をやるのだが、3年で公民をやるときに、歴史的な学習が新しく加わってきたので、その点が違う。

委員長

今、教育長と加藤委員から発言があったが、ほかにはいかがか。

外松委員

同じようなことになるかと思うが、移行期において、数学は、平成20年度は3年間で315時間であったが、平成21年度は350時間、平成22年度には385時間を実施していくようになる。理科に関しては、平成20年度は290時間、平成21年度に315時間、平成22年度に350時間、最終的に平成23年度には、数学と同じように385時間の実施をし、平成24年からはそのような体制で実施することになる。理科と数学については、学力的に少し足りない部分があり、強化していかなければならないという新課程の趣旨があり、授業時数移行期にもこれだけの時間数を実施するといふところにその趣旨があらわれていると思う。

先ほど加藤委員もお話されていたが、一方で、社会科は、平成24年度以降は3年間で350時間を学んでいくようになるが、平成23年度までの間は、平成20年度から変わらずに295時間である。時間数に関しては平成20年度と同じなので、文部科学省のほうも学校長の判断でとしているのではないかと、この授業時数からも推察することができる。

委員長

追加の意見等はあるか。

教育長

今年度の教科書採択は、平成22年度、23年度に使う教科書を採択する。教科書採択が特別区の責任と権限となったときに採択を2年続けて行うこととなったが、その時と同様に、平成21年度の採択は、今使っている教科書も含めての採択事務となることは避けては通れない。

青木委員

4月14日付けの教育委員会からの回答についての陳情であるが、校長の判断でという言葉だけではなく、回答にはきちんと教育委員会の責任において教科書採択も行うということを書いているので、誠意を持って回答しているのではないかと思う。

委員長

1項についてほかにないか。

各委員からのご発言から、新学習指導要領への移行は、中学校長の判断によることで問題ないということであった。

教育長

佐藤委員長のお名前でお返しした回答では、社会科の指導については学校長の判断でということである。教科書については教育委員会の権限で、平成21年度に採択するので、まだ決まっていない。したがって、『平成22年度以降は当委員会が採択する教科書による』とお考え頂きたく』ということは、難しいと考える。

委員長

それでは2項に入る。2項についてご質問等を伺う。いかがか。

加藤委員

最後に教育長が発言されたことは、もちろん2項にも関係するが、1項のところで採択をするかしないかということも含めてこの2項で話そうという意味にとったほうがよいのか。

教育長

そうである。

委員長

今、教育長と加藤委員がおっしゃったように、1項は2項との関係もあるので、両方議論した上でというように私も考えている。では、2項について再度ご意見を伺いたいと思う。2項の2行目に、「予定」ではなく「実施」ではないかということがある。それから、調査委員会についての意見等が記載されている。いかがか。

加藤委員

まず、語句の使い方、解釈の問題がある。「予定」というのは前もって決めることという意味で「予定」という言葉を使っており、「実施」というのは行うことであるから、まだ計画の段階なので「予定」という用語を使ったのだろう。まだ実施していないから「実施」という言葉は使わなかったと私は解釈している。どうであろうか。

青木委員

単純にこの文言だけを読むと、たとえ「実施」という言葉を使ったとしても、「実施」の「予定」であり、あくまでも今の段階ではまだ「予定」という言葉でよいかと思っている。

外松委員

同感である。

教育長

『採択に際しては、新学習指導要領に明確に定められた「目標」「内容」に照らし合わせた採択が必要と考えられます。そのため、当区としての採択基準をその基準に据えた』と陳情にあるが、社会・歴史分野については、陳情者が言っている教科書以外は、既存の教科書である。移行措置期間中は、新学習指導要領の内容については、学校長がそれぞれ受けてやるということである。今度採択する教科書は全部新学習指導要領に沿ってなければいけないのかということをお聞きしたい。

教育指導課長

文部科学省では、教科書の検定の条件として、学習指導要領に示す事項を不足なく取り上げ、不必要なものは取り上げていないこと、つまり、学習指導要領に準拠しているかを観点に調査し、検定をしている。従前からの教科書の教科書会社と新しく出した1社は、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえたということで検定を通過しているので、すべての教科書が学習指導要領に準拠していると考えるのが正しいかと受けとめている。

教育長

実際に今、教科書をそれぞれ協議会の方々に見てもらっている。少なくとも8つの教科書は変わっていないが、移行措置の資料はそれぞれの会社から出ている。平成23年度の採択については、新学習指導要領の本格実施の教科書を採択することとなるが、それはそのときに考えるべきであって、今は移行措置で学校長の判断でできるということであるので、この陳情者が言われているようなことは、私はすることは無いと思う。

委員長

ほかに何かないか。

青木委員

質問の内容や、採択の要綱など様々な資料がすべて公開されていると思うが、目標とか内容が記載されていないのではないかという陳情者の意見であるが、その必要性があるのかどうかというのは、内部に対しての文章を公開している場合と、例えば区民の皆さんにわかっていただくような文章の場合とでは内容が違うと思う。今回はいろいろな部分で目標や内容はきちんと勘案したうえでやろうということは、当然理解されたうえでの文章だと思うので、公開されている文章だからといって、すべての文言を入れて受け取る側が理解しなければならないということではないと思う。その辺について、何か考え方はあるのか。公開するものについては、皆さんがわかるものを基準に書かなければならないのか。

教育長

どういう意味か。

青木委員

諮問内容とか採択要綱というのは、教育関係者がきちんと理解している上での正式な文章なので、公開されいろいろな人が見られる状況にあるとしても、すべての人にわかるように文章をつくらなければいけないのではなくて、あくまでも教科書の諮問の内容などは、教育関係者がわかる文言で書かれていけばよいと考える。

加藤委員

教育関係者がわかる文言で要綱の規定をつくれればいいのか、あるいは、それをもっと一般区民だれでもわかるような平易な用語、文章をつくれればいいのかという意味かと思

って聞いていた。それはどうなのか。

教育長

先ほど庶務課長から説明があったように、地教行法の59条がなくなり、それまで東京都が全部決めていたことを各区で決めるというときに、教科書採択事務をどうするかということについて研究会を設けて特別区の協議会で話し合った。その中で、今練馬区で定めているような要綱を制定し、調査委員会をつくるということが決まった。この要綱については、教育委員会で何回も議論し、ホームページにも掲載し、議会にもご報告している内容である。

このつぎの陳情にも関係するが、この陳情者の方たちは下部組織を設けなくて、ストレートに教科書を採択してほしいと言っている。前回の採択の際もこの陳情者は言っている。しかし、採択事務が移管されたとき、教科書協議会などの組織をつくり、保護者も入り、実際に教科書を使う人たちの意見も参考にすることにしたのである。

私たちは経験していないが、以前、東京都が採択していた時代には学校票というのがあり、学校だけでほとんど決めてしまっていたのである。それではいけないということで、この要綱をつくるときには議会からも、必ず教育委員会が権限を持って採択すべきであると言われた。したがって、教科書協議会や調査委員会の意見は、反映するのではなく、参考にだけである。その点は、この要綱をつくるときに、非常に神経を使った。あくまでも教科書の採択は教育委員会の合議で決めるのである。教科によっては、3対2になったり、2対2で委員長が決定したりすることがあった。

そういった民主的な手続であり、それを大切にしているので、今の組織をなくすことはしない。教育委員会の教育委員の権限の放棄ではなく、仕組みをつくったのである。この科目についてだけ支障があると言われるが、全くそういうことはないので、問題ないと思うし、要綱の内容も十分わかりやすいのではないかな。

外松委員

この陳情者の方は、採択要綱事務施行細目の採択する際の細かい内容である第11条の1項の1号の評価基準についておっしゃられている。この内容を確認させていただくと、「ア 単元、教材および学習のポイントが的確にあること。イ 児童および生徒の興味、関心を引き出す内容が選択されていること。ウ 資料が精選され、新しく、正確であること。エ 本地域の実態と合致した内容であること。」というのが、この陳情者がおっしゃられているところに該当することである。ここに書かれている4つの項目というのは、実際に現場で教師が生徒に授業をするときに、非常に大切なことだと思う。

私も今回改めて新学習指導要領を読ませていただいているが、教育基本法または学校教育法にのっとって、一体何を児童・生徒に教えるべきかということを非常に細かく示された書が学習指導要領であるということをもた改めて感じた。教員にとって学習指導要領は必要不可欠で、先生方はそのことは十分認識されていることではないかと思う。

この細目は、指導要領で定められていることに加えて、実際授業をするときに、内容的にはこういう4つの項目をしっかりと見ていこうという基準であるのではないかと私は解釈した。

質問であるが、調査委員会や各校研究委員会は、教科書を調査する際には、当然学習指導要領の目標と内容を基準としていると思うが、その辺はいかがなのか。そうでないと何にも成り立たないと思うが、どうなのか。

教育長

教科書そのものは学習指導要領にそっているものである。教科書というのは主たる教材であるから、数学の専門書や理科の専門書などではないのである。主たる教材として、それに教員がさまざまなものを使って子供たちに関心を持たせていく。さらに勉強したい子は高校、大学、社会に出て勉強するという仕組みになっているのではないかと思う。中学校1年生は小学校を終えたばかりなのでどんなものがふさわしいのか、2年生や3年生はどうだろうかという視点を持つことが必要である。いろいろな主義・主張の方はいらっしゃるが、教科書は少なくとも指導要領の目標に沿っていて、そぐわなければ修正を求められているわけである。したがって、教科書が目標に沿っているかどうかということは、文部科学省でやらなければならないことだと思う。

加藤委員

教育長から先ほど、要綱や細目等がいろいろ議論された末に決定したというお話もあったが、まさにそのときに、この学習指導要領の目標、内容の問題を検討したのである。今お話があったことと重なるが、教科書そのものが学習指導要領の目標、内容を踏まえて編集されていて、それが適切であるとした場合に検定済みの教科書となるので、そこで学習指導要領の目標、内容については十分対応している。そのため、要綱、細目でそれを議論した末、規定する必要はないだろうということまで来ているのである。それでは考えていないかということではなくて、教科書採択の事務あるいは仕事が始まる時には、必ず委員長からそのことは確認しているし、最終的に採択の会議を行う際にも、冒頭に委員長はそのことを確認してから話し合いをしているので、決しておろそかにしているものでもないし、考えていないわけではない。練馬区の教育委員会の判断はそういうことなのである。

委員長

最初に区に採択の権限が移管されたときに、現場の先生方の意見は重要であり、子供たちに実際に教えている現場の先生方の意見を参考に聞く必要があるため、各学校の研究会を立ち上げたという経緯があったと記憶している。

加藤委員

外松委員がおっしゃったことと佐藤委員長がおっしゃったことは、陳情2号と3号が鮮明に分けられない部分もあるが、どちらかといえば、陳情3号のほうに絡むことかと私は解釈する。

平成21年4月14日に佐藤委員長名で陳情者に回答したということについて陳情が出ているのであるが、平成21年度には採択を行う予定であると、練馬区教育委員会の姿勢を言っているが、採択はやるのである。ここから先は私の推測なのであるが、自由社の教科書を外して採択をしないかという心配をもしかしたらなさっているかと思うが、この

教科書も検定済み教科書であるということがわかっているから、平成21年度の採択協議をするときに、この検定済みの教科書を入れて協議をすることは当然なのである。初めからその教科書を排除して採択の話し合いをするはずはないと思う。

委員長

今、加藤委員がおっしゃったことについては、当然ながら検定を受けた教科書であるので、対象になるということは認識している。

教育長

4月2日にいただいた同じ方の質問書には当練馬区ではこの特例による指導は実際あるのかとある。そのことについては、文部科学省の移行措置のホームページに載っているとおり、各学校の学校長の判断によると回答しており、これ以上のものはない。(2)についても、平成22年度以降の22、23の2年間についても採択をする予定であるということで答えている。そして組織は変更しないと答えているのであるから、今回の陳情への回答も同じような内容の回答になる。

加藤委員

2号をどうするかによって3号に絡むことになろうかと考える。

青木委員

陳情項目の2項の8行目に『具体的には、新学習指導要領に定める「目標」「内容」を根幹とする審査を行うことを明記していただくように陳情する次第です』とあるが、明記するという部分に関しては、これまでの経緯から、要綱でも細目でも、改定し明記する必要はないと思う。

委員長

ほかによいか。

教育長

先ほど申したが、教科書というのは主たる教材であって、その教科書を使って積み残しにならないように学年では全部終わることが大切なので、時間が足りなくて、省略してしまう部分が出ないようにするという事は一つ念頭に置いた。

それからもう一つは、教科書であって歴史書ではないので、特定の時期だけではなくて、日本の生い立ち、できてから現代の、それから将来にわたってなどを見て行く。そういった見方で、教科書についての判断をしてきている。

委員長

海外の話になるが、日本の商社に勤めている人の子供たちが海外に行って海外の学校で学ぶときに、特に歴史の問題については、海外でも大変気を使っていらっしゃるよう

である。保護者と子供が学校に呼ばれ、歴史の問題については、例えばアメリカならアメリカから見た歴史の教科書や考え方によって教育していくが、それでよいかという質問を受けたそうである。皆さんはそれで結構だということを書いて歴史を学んでいたということであるが、その国々によって違う点もたくさんあると思う。それを踏まえて我々も、歴史教科書については、いろいろな教科書を読んできている。子供が受ける教育であるから、先生あるいは子供を含めて、色々なことを考えさせることが大事である。

ほかにないか。

ないようであるので、陳情第2号についてまとめたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第2号については、各委員からのご意見を伺った結果、「不採択」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第2号については「不採択」とさせていただきます。

続いて陳情第3号に入る。陳情項目が2項あるので、項目ごとに各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

教育長

陳情の第1項は、各調査研究機関はトンネル機関に過ぎないので、教育委員の意向がストレートに反映できる組織に変えてほしいとのことだが、こちらからお願いしている教科書協議会や保護者の方に対して無用（無能）という言い方はないと思う。この陳情者はそのように思っておられるかもしれないが、適正な手続を経た結果、中身が一緒になるということはあるとは思う。ほとんどの自治体で練馬区のような組織を設けているし、都から移管されたときに決めた仕組みでもある。

委員長

今、教育長から発言があったが、ほかにあるか。

教育長

(2)についても、評価記載がなくとあるが、調査委員会あるいは教科書協議会が答申書に書いてあるものそのものが評価だと思っている。この陳情者は、おそらく違うことを考えていると思うが、さまざまな評価の仕方があると思う。

加藤委員

多重組織を簡素化するということなのだろうと考える。しかし、練馬区教育委員会としては、今までも出たが、各校研究会を設けた1つの理由は、教科書を使って教科の指導に当たる教師が使用することになるであろう教科書を、調査研究する必要は絶対あるだろうという判断に立っているわけである。まず、各学校の教師が教科書についての研究をする。また教科書展示会などもあるので、学校として、あるいは個人でそういうものに参加して教科書を全国で調査・研究するということをすごく大事にしたので、各校研究会を設置した。

調査委員会は、各教科の目標から教科書の内容を検討する必要があるので、その教科の専門的な立場から実践研究している教職員に依頼して、専門的な立場から教科書を検討してもらう。その必要性を認めたので、調査委員会を設置したのである。

教科書協議会は、義務教育小学校の教科用図書は無償措置に関する法律などに選定の審議会を通して教科書を採択するという規定があつて、練馬区としても、名称は違つたが、教科書協議会というものを設置し採択にあたることとした。そのようなことで今ある要綱をつくった経緯がある。

そして、過去に教科書協議会の中で順位をつけてきたことがあつた。教科書を採択する権限は教育委員会にあるので、少し行き過ぎたということで順位をつけるということはその場でやめた。そういうこともあつて、最終的には各校研究会、調査委員会、あるいは教科書協議会から出てくる報告、書類に縛られるものではなく、あくまでも参考資料であり、最終的な判断は各委員が行うということである。したがって、練馬区の要綱は、極めて民主的な手法だとさっき発言があつたが、そういう点から言っても妥当なものだと思ひ、それぞれ機能を持って役割を果たしていると思ひ。決してトンネルであるとは思ひないし、我々としてはこの要綱を大事にしていきたい。

委員長

今、加藤委員から、各組織について説明をしていただいた。何社かに絞るということはずいだろうということを議論し、教育委員の判断で採択するということが現在に至っているということである。

青木委員

陳情事項の調査機関を簡素化し、各教育委員の意向がストレートに反映されるようにという陳情であるが、簡素化することと、教育委員会の意向が反映するということは別問題だと思ひ。先ほどからあくまでも研究組織のご意見は参考にした上で、教育委員会が独自できちんと決めるということであるので、この陳情の方が心配されているように、ただそれを鵜呑みにしているのではない。

教育長

1項はそういうことでよいと思ひ。2項については、検定を経てきた特定の教科書に対してどうこういう権限は区の教育委員会にはないため、特に答える内容はない。今の

採択基準に基づき、平等にみていく。

加藤委員

2項の内容は先ほどの陳情と同じで、議論したとおりである。

委員長

今、教育長がおっしゃったように、我々教育委員も中立・公平に教科書を見ていく必要があるということを何回も教育委員会で議論した経緯がある。

ほかにはないか。

教育長

したがって、この陳情に対しても、教育委員会の責任と権限により、既存の組織で採択事務を粛々と行っていくということである。

委員長

様々なご意見が出た。ほかにご意見はないか。なければ、まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それではまとめたいと思う。陳情第3号については「不採択」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

ご了解を得たので、陳情第3号については「不採択」とする。

つづいて、陳情第4号について審査に入る。

陳情項目が5項目あるので、項目ごとに各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

教育長

1、2、3については既に議論した内容である。この陳情書に、東京都の教科書調査研究資料について記載がある。練馬区ではこれまでもその資料を見てきているところであるし、東京都のいうとおりになる必要はないのである。

委員長

ほかによいか。陳情2号、3号、4号の関連性は非常に高く、内容的には大きく変わったところはない。

教育長

5項は採択には関係ないことである。

委員長

これは都立の問題である。それでは、ここでまとめたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「不採択」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号は「不採択」とさせていただく。いずれの陳情を拝見しても、子供たちの教育に対して非常に関心も高く憂慮されているところはたくさんある。これからも、子供たちの教育のためにより教科書を採択してまいりたいと思っている。ご理解賜りたいと思う。

- (5) 陳情第5号 練馬区教科書採択についての陳情書について
- (6) 陳情第6号 練馬区の教科書検定についての陳情について
- (7) 陳情第7号 練馬区における教科書採択についての陳情について
- (8) 陳情第8号 練馬区教科書採択に関する陳情書について
- (9) 陳情第9号 教科書の採択についての陳情書について

委員長

それでは、つづいて本日は新たな陳情が5件提出されているので、事務局から願います。

事務局

(陳情第5号から第9号までの概略の読み上げ)

委員長

この陳情第5号から第9号までについては、本日のところは陳情の概略の読み上げまでとして、次回以降に継続したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第5号から第9号までについては継続とさせていただく。
以上、陳情案件はこれで終わる。

(1) 教育長報告

委員長

つづいて、教育報告をお願いします。

教育長

本日は、平成21年第二回区議会定例会における一般質問の要旨、後援名義等使用承認事業についてご報告させていただく。資料3については事前に資料をお配りしているので、この辺についてはどうかということでご質問をいただければと思う。

委員長

それでは報告の 番について、何かご質問等あるか。

教育長

今回は教育委員会に対する質問が多かった。前回の第一回定例会は少なかったのだが。

委員長

回答をよくまとめてお話しいただいている。 についてはよいか。

教育長

その中で、教育委員会として今後さらに協議をしたほうがいいという内容となどがあれば挙げていただければと思う。

委員長

何かあるか。もう既に手元に渡ってお読みになっていらっしゃると思う。

青木委員

3ページの発達障害については、専門機関との連携がとても大事だと思うので、早目に教えていただきたい。

外松委員

3ページの小中学生の保護者負担軽減についての(4)の制服のことであるが、制服というのは、中学校で決めている校服という考え方によるのか。それを一般的に制服と言っていることなのか。

庶務課長

学校では標準服という言い方をする。一般的には制服という言い方がされているものであって、学校では標準服となっている。

外松委員

そうすると、学校の標準服も入学準備費の対象となっており、中学生になった子供にも軽減がされているということなので、保護者にとっては、経済的負担の軽減になり、心強い。

委員長

小学校、中学校で制服を用いている学校は何校ぐらいあるのか。

庶務課長

練馬区内での小学校では定めているところはない。中学校は、ほとんど標準服を持っているが、石神井西中学校の1校だけが標準服を定めていない。

委員長

例えば、小学校で制服を希望してきた場合には、それを認めることはできるのか。

教育指導課長

保護者ならびに地元の方々のご意向を伺い総合的な判断ということになるが、校長がしかるべき手順を踏んで、何らかの目的を持って標準服を取り入れたいということならば実行は可能である。実際、他区市の例ではあるが、小学校で、例えば小中一貫教育校などでやっているところも、少数ではあるがある。

委員長

私立はほとんど制服を用いている。ある国の話であるが、日本の制服と言われるものは非常にいいと言っていた。子供たちが外に出るにも制服を着ていけば中に何を着ても大丈夫であることと、制服を着ているから子供たちが悪いことをしないことから、日本の制服は非常にいいという。その国でもまねたいと、その国の大学の教授が言っていた。

教育長

5ページの学校の耐震化について、先日新聞等で報道をされたが、練馬区は平成23年度までに耐震化100%を目指しているところであるが、平成20年度末に71%までとなった。わずかの差であるが、23区の中では一番下のほうである。そのことについて報告をするように

施設課長

文部科学省のホームページでも掲載されているが、新聞等でも先日報道された全国の

耐震化状況について、東京23区においては練馬区が71.5%で、残念ながら23区中23位である。今後の見通しについては、今、耐震化に取り組んでいるので、来年度には80%台、そのつぎの年度には90%台、平成23年度までには100%という形で計画をしている。

委員長

6ページのスケートパークの設置についての中で、スケートボードはわかるが、インラインスケートとあるが、これはどのようなものか。

教育長

インラインスケートは車輪を一行に並べたものである。

委員長

1ページの(3)(4)に全国学力テストという項目があるが、競争意識をあおっては困るから公表しないことに対し、公表してやったほうがよいという意見もあるが、このことについてどのようにお考えか。

教育指導課長

本区では、評価そのものの学問的意味を重く見ている。評価の意義であるが、一般の言葉で言えば生徒を励ますということである。もう少し専門的に言うと、教師が至らない点があったら指導に問題があるかもしれないため、自分の指導を反省するという点が一点ある。もう一点は、学習者につぎの勉強への手がかりを与えることである。この2点が、意味があるところである。本区では、順位や他校と競うということではなく、児童・生徒一人一人に関してつぎの勉強の手がかりを与える、教師はその結果をもとに授業改善に励んでもらうという考え方でやっているところである。

教育長

結果は、本人には行くわけである。

委員長

全国学力テストの結果、東北と北陸が非常に高い。

教育長

いろいろなことがいわれているが、同じ条件の中で子供たちが勉強している中でなら比較はできる。しかし、そうではない。所得も考え方もそれぞれ一軒一軒違うのである。それで比べるのは、私はあまり意味がないと思う。だからといって、うちはできなくていいのだということは別である。子供たちが社会に出て困らない学力は最低限義務教育ではつけなければいけない。学力テストについてはそのように思う。

加藤委員

比較する場合には条件を全部同じにしておいて、その結果どうかとすべきである。そこが抜けている。数字だけで簡単には比べられないと思う。

委員長

私立と公立を比較するような質問を受け、私立と公立を比較すること自体が間違っていると聞いたことがある。

それからもう一点は、これは日本だけでなく国際的にあるのだが、朝食を食べていった子供と食べてない子供との学力テストの評価のデータがある。朝食をきちんと食べていった子供の学力は高い。したがって、保護者が、朝子供たちにご飯をつくって食べさせるという環境を整備することが非常に大事ではないか考える。

つぎに、報告の 番をお願いします。

庶務課長

前回報告をした後の6月実施事業追加分と7月の実施事業の後援等の名義使用である。総計で23件ある。以上である。

委員長

この件についてご質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、その他の報告はあるか。

保健給食課長

区内の新型インフルエンザ患者の発生についてのご報告である。先週末の6月20日から昨日にかけて、練馬区においても3件の新型インフルエンザの発生の事例があった。いずれも、区内の区立小中学校、幼稚園に通っている児童・生徒ではなく、また、その家族関係者等も、区立の小中学校、幼稚園に通ってはいない。それぞれの事例についての区の対応を、ホームページ等で区民の皆さんに既にお伝えしているところである。学校や保育園、学童クラブ等の休業等も生じてないし、また行事等の中止などについても要請はしないという内容である。

私から以上である。

委員長

手を洗う、うがいをするということは非常に大事である。うがいについてであるが、最初に口の中の汚れを落とすために2、3回うがいをした後、1リットルあたり5～9グラムぐらいの塩を混ぜた水でさらにうがいをすることは、殺菌作用もあり非常に効果

的であるといわれている。参考にさせていただければと思う。
ほかにはあるか。

事務局

ない。

委員長

以上をもって、第12回教育委員会定例会を終了する。